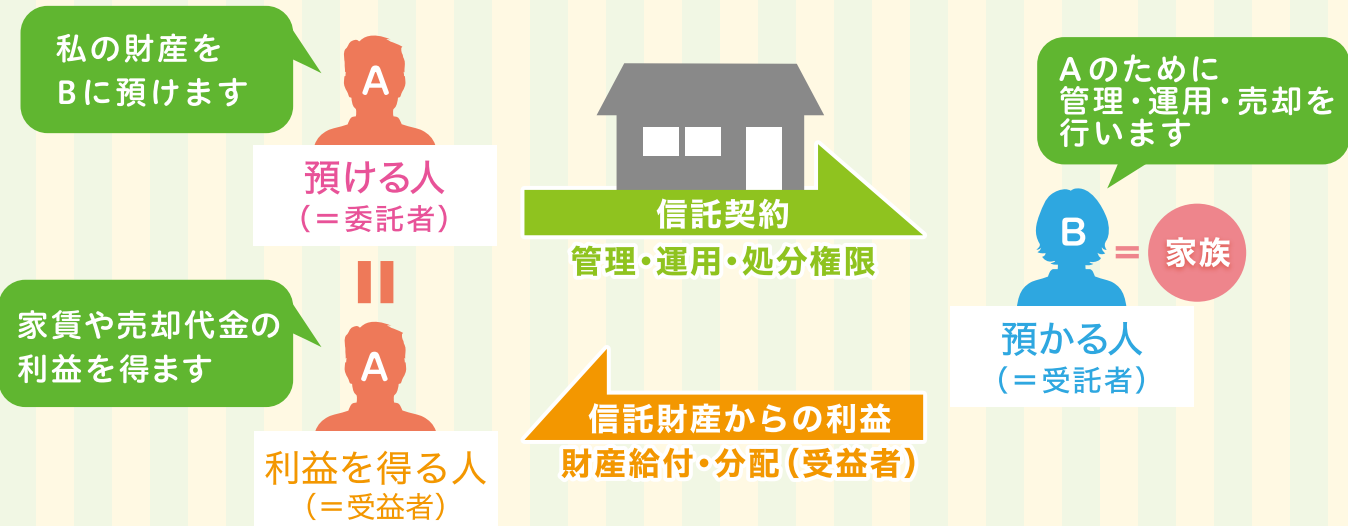


※1 **信託とは** ① 自身(=委託者)の**財産**を
② 信頼できる人(=受託者)に**預ける**制度です



※1 信託とは、契約・遺言等により特定の者が一定の目的(もっぱらその者の利益を図る目的を除く)に従い財産の管理・処分その他の目的達成のために必要な行為をすべきものとするを言います(信託法2条1項)。

■ 信託の相談から実行までのステップ

相談

信託設計、見積もり

関係者へ説明

信託契約書作成

信託実行

1. お客様のお悩みやご要望をうかがいます。
2. 信託プランのご提案、および概算費用※2の見積もりをします。
3. ご家族など関係者へのご説明をします。
4. 各専門家による諸手続きを行います。
5. ①口座開設 ②不動産登記 ③融資実行 ④その他

? **こんなお悩みの方は信託のご検討をオススメします**

- 親が元気なうちに相続対策をしたい
- 自分(親)が認知症になっても困らないようにしておきたい
- 自分(親)が希望する資産の承継をしたい
- 病気や障害等により判断能力に不安がある方へ資産を残したい
- 事業承継を考えねばならないが、今すぐバトンタッチはできない

※2 内容によって、概算費用は変動します。

ご留意事項

●りゅうぎん家族de信託(以下「本サービス」という)における信託契約等の当事者となるのは、お客さまおよびお客様のご家族等であり、当行は信託契約等の当事者にはなりません。●信託契約等締結後、信託財産の管理・運用・処分等は信託契約等で定められた受託者が行い、当行は信託財産の管理・運用・処分等に関与しません。●本サービスにおける信託契約等の内容、および受託者による信託財産の管理・運用・処分等について、当行は責任を負いません。●本サービスの内容、および本サービスにおいて当行がお客さまに提供した内容は、法令等の改正により変更になる場合がありますのでご了承ください。●本サービスには当行所定の手数料が必要となります。また、司法書士手数料・登記費用・公正証書作成費用などの実費精算が必要になります。詳しくは以下「お問い合わせ先」までご連絡ください。

■ お問い合わせ先

受付/9:00~17:00(銀行休業日は除きます。)

琉球銀行 営業統括部

☎ 098-860-3737

2020年3月13日 現在

りゅうぎん 家族de信託



ご家族の財産管理について
このような悩み 抱えていませんか?

1 もし、親が認知症になったら...

お母さんが認知症になったら...

お金の管理 どうしたらいいのかしら?

2 親の遊休地の相続対策をしたいけど...

相続対策で空いている父さんの土地にアパートを作りたいけど...

父さん、高齢で色々大変なんだよなあ

3 共有不動産に相続が発生したら...

私たちのアパート、相続の時に所有者が分散でもしたら大変よねえ~今はいいけど

3人の所有アパート

アパート所有者の 平良姉弟

4 私たちには子供がいないけど...

子の世代・孫の世代まで財産の残し方を決める方法があるらしいぞ

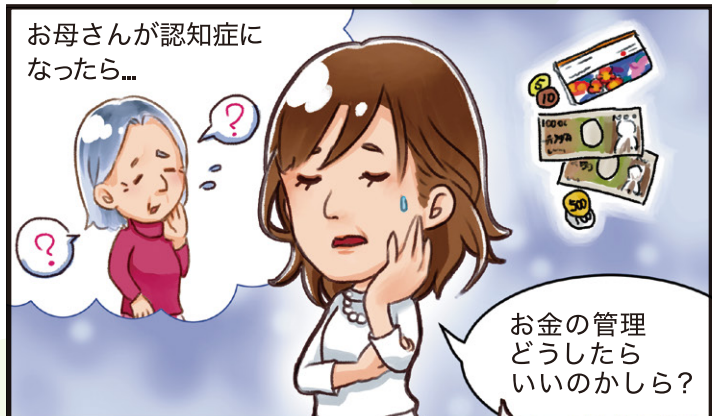
ウチは子供がいないから甥っ子に残したいねえ

そんな方はコチラ



リゆうぎん 家族de信託では、このようにお悩みを解決します！

1 認知症対策



お金の管理
どうしたら
いいのかしら？

リゆうぎん
家族de信託に、
おまかせ！

行員
りゅうきゅう しんた
琉球 信太

お母様のお金を
家族(子供)に信託(=預ける)します

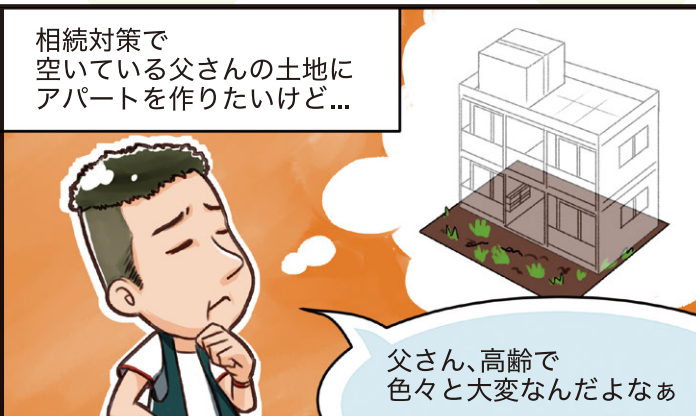


お母さんのお金は
私がきちんと
管理するわ！

預けているだけ
だから、贈与税も
かからず



2 遊休地の相続対策



リゆうぎん
家族de信託に、
おまかせ！

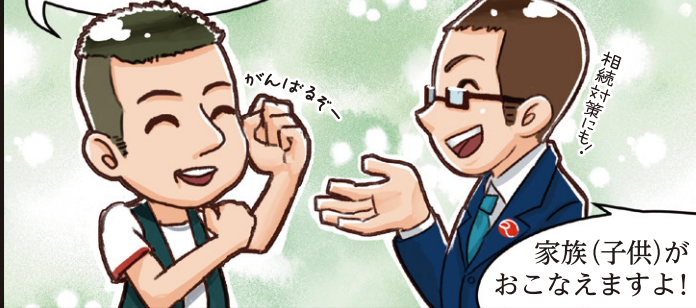
行員
りゅうきゅう しんた
琉球 信太

お父様の土地を家族(子供)に信託(=預ける)します

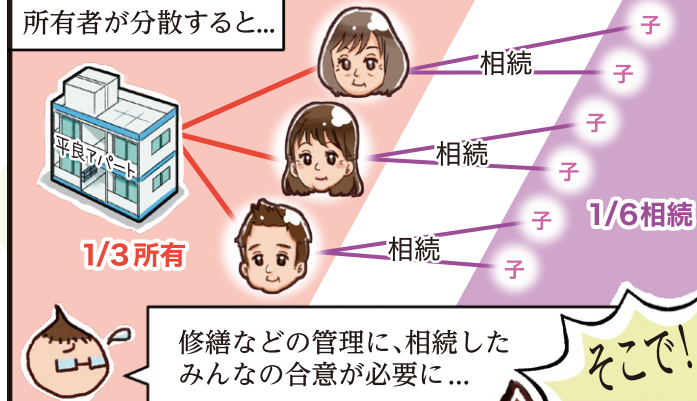
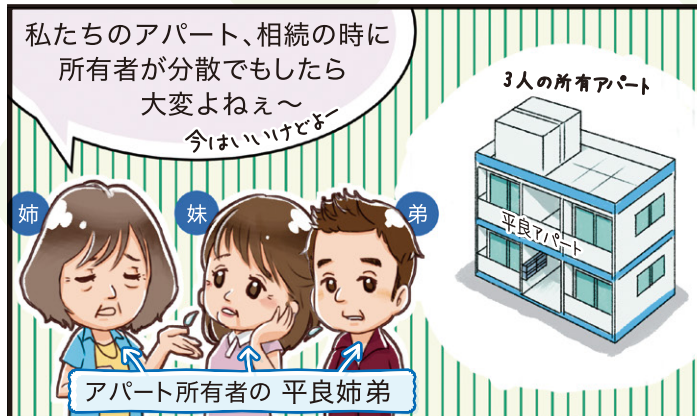


父さんの代わりに
アパートを建てる計画
するよ～！

建築資金の借入手続きも、
家族(子供)がおこなえますよ！



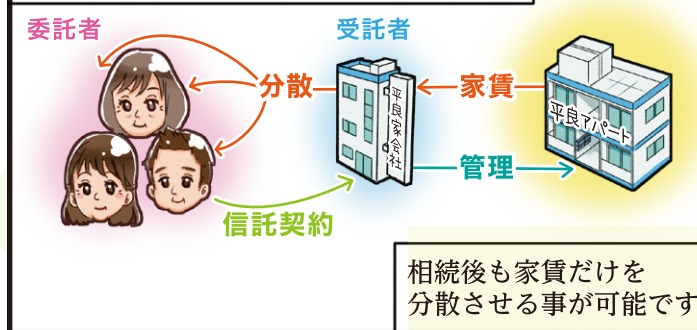
3 共有不動産の相続対策



リゆうぎん
家族de信託に、
おまかせ！

行員
りゅうきゅう しんた
琉球 信太

弟さんを代表者とする会社を設立し、
3人のアパートを信託(=管理・運営)します



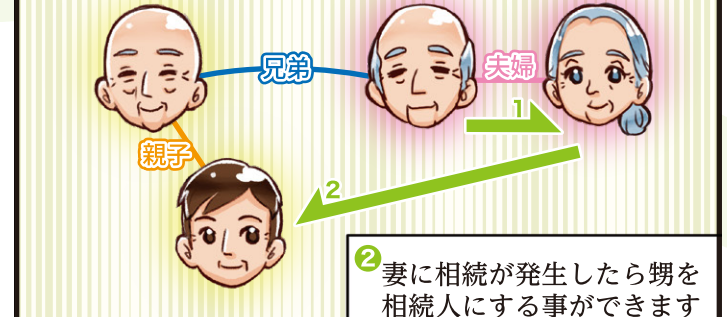
4 2次相続以降の資産継承



リゆうぎん
家族de信託
に、おまかせ！

行員
りゅうきゅう しんた
琉球 信太

たとえば ① 夫に相続が発生したら妻を



ご希望に沿った
財産の残し方ができますね！



人物
de
紹介

琉球 信太(りゅうきゅう しんた)
皆から「しんたくん」の愛称で親しまれている。
信託については彼が銀行で一番詳しいと自他共に認められているようだ。

他にも、様々な財産の残し方が可能です

